③　①及び②により整理された非離島供給費用を、次の方法により、ネットワーク給電費用、非ネットワーク給電費用、ネットワーク販売需要家費用、非ネットワーク販売需要家費用、ネットワーク一般販売費用及び非ネットワーク一般販売費用に整理すること。

1）　①及び②により整理された非離島供給費用を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に直課すること。

2）　1）の整理により難い費用を、別表第３に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に配分することにより整理すること。

3）　1）及び2）により整理された給電費用を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限りネットワーク給電費用又は非ネットワーク給電費用に直課すること。

4）　3）の整理により難い費用を、別表第３に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、ネットワーク給電費用又は非ネットワーク給電費用に配分することにより整理すること。

5）　1）及び2）により整理された販売需要家費用を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限りネットワーク販売需要家費用又は非ネットワーク販売需要家費用に直課すること。

6）　5）の整理により難い費用を、別表第３に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、ネットワーク販売需要家費用又は非ネットワーク販売需要家費用に配分することにより整理すること。

7）　1）及び2）により整理された一般販売費用を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限りネットワーク一般販売費用又は非ネットワーク一般販売費用に直課すること。

8）　7）の整理により難い費用を、別表第３に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、ネットワーク一般販売費用又は非ネットワーク一般販売費用に配分することにより整理すること。

⑻　⑴から⑺までにより整理された送電費、水力発電費のうちのアンシラリーサービス費用、火力発電費のうちのアンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちのアンシラリーサービス費用、受電用変電サービス費用、配電用変電サービス費用、配電需要家費用、低圧配電費用、高圧配電費用、ネットワーク給電費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を合計したもの（以下この⑻、⑼及び⒂において「送配電関連費用」という。）と水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、原子力発電費（使用済燃料再処理等既発電費を除く。）、非ネットワーク給電費用、非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を合計したもの（以下この⑻、⑼及び⒃において「送配電非関連費用」という。）とに整理すること。

この際、地帯間購入送電費（電源線に係る費用に限る。）、他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費及び再エネ特措法交付金相当額を除く。）、他社購入送電費（電源線に係る費用に限る。）、地帯間販売送電料（電源線に係る収益に限る。）、他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。）及び他社販売送電料（電源線に係る収益に限る。）（以下この⑻において「地帯間購入送電費等」という。）を、発生の主な原因に応じて、離島供給費用又は非離島供給費用に配分することにより整理し、非離島供給費用に整理された地帯間購入送電費等を、水力発電費のうちのアンシラリーサービス費用又は非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちのアンシラリーサービス費用又は非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちのアンシラリーサービス費用又は非アンシラリーサービス費用及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。また、地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）及び他社販売送電料（電源線に係る収益を除く。）を、送電費に整理すること。また、地帯間購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。）及び地帯間販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。）を、送配電関連費用に配分することにより整理すること。

⑼　⑻により整理された送配電関連費用（配電需要家費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を除く。以下この⑼において同じ。）を、直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第11条又は託送料金算定規則第11条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電関連費用（以下この⑼及び⑽において「送配電関連固定費用」という。）及び販売電力量によって変動する送配電関連費用（以下この⑼及び⒀において「送配電関連可変費用」という。）に配分することにより整理し、⑻により整理された送配電非関連費用（非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を除く。以下この⑼において同じ。）を、改正法附則第18条第１項若しくは第20条第１項による特定小売供給約款の認可、改正法附則第18条第３項の規定により同条第１項の認可を受けたとみなされる改正法第１条の規定による改正前の法第19条第１項若しくは第４項による旧供給約款の認可若しくは届出、又は旧法第19条第４項による特定小売供給約款の届出のうち当該事業年度末前の直近のもの（以下「直近の特定小売供給約款の認可等」という。）に当たり、小売料金算定規則第８条又は小売料金算定規則附則第２項の規定により廃止された一般電気事業供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第105号。以下「旧小売料金算定規則」という。）第８条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用（以下この⑼及び⑾において「送配電非関連固定費用」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用（以下この⑼及び⒀において「送配電非関連可変費用」という。）に配分することにより整理すること。

この際、原子力廃止関連仮勘定償却費、地帯間購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。）、他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。）、地帯間販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）及び他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）を、送配電非関連固定費用に配分することにより整理すること。また、他社販売送電料（電源線に係る収益を除く。）を、第２条第２項の基準により、送配電関連固定費用及び送配電関連可変費用に配分することにより整理すること。

⑽　⑼により整理された送配電関連固定費用を、次の①から④までに掲げる基準により、非特定需要及び特定需要ごと、非特定需要（特別高圧需要を除く。）及び特定需要ごと並びに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

①　送配電関連需要について、次の割合及び値を算定すること。

1）　非特定需要及び特定需要の最大電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの最大電力の占める割合

2）　非特定需要（特別高圧需要を除く。）及び特定需要の月ごとの契約電力を合計して得た値（以下「延契約電力」という。）を合計した値のうちに非特定需要（特別高圧需要を除く。）及び特定需要ごとの延契約電力の占める割合

3）　非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定需要の延契約電力を合計した値のうちに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定需要ごとの延契約電力の占める割合

4）　非特定需要及び特定需要の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合

5）　非特定需要及び特定需要の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合